政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条第四項、第十八条第二項、第四十一条の二第八項、第四十八条の二第八項、第百三十一条第一項ただし書、第百九十四条第一項、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「・第四十九条」を「―第四十九条」に、「第四十九条の十一」を「第四十九条の十二」に改める。

第二条第一項中「関係選挙区の」の下に「日本国民の」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（投票区の廃止又は変更の告示）

第九条の二　市町村の選挙管理委員会は、法第十七条第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二章中第十条の次に次の一条を加える。

（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）

第十条の二　市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区（法第十八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。第四十九条及び第四十九条の十二において同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

2　数市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数市町村合同開票区（法第十八条第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数区合同開票区（法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

4　都道府県の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により開票区を設けたときは、直ちにその旨を関係市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会）に通知しなければならない。同項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更した場合も、同様とする。

第四十六条第一項を次のように改める。

都道府県の選挙管理委員会は、法第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨を告示し、かつ、関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、その旨を通知しなければならない。

第四十六条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合においては」を「場合には」に改め、「投票管理者」の下に「（指定投票区を指定している場合には、指定投票区の投票管理者を含む。第四項、第四十八条第二項及び第四項、第九十九条第二項並びに第百条第二項において同じ。）」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条に次の二項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4　市町村の選挙管理委員会は、法第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨を告示し、かつ、関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者並びに区の選挙管理委員会を経て関係のある投票管理者及び開票管理者）に、その旨を通知しなければならない。

第四十八条第一項中「法第五十七条第一項」を「都道府県の選挙管理委員会は、法第五十七条第一項」に、「市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）並びに選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4　市町村の選挙管理委員会は、法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該投票の期日を定めた場合には、関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者並びに区の選挙管理委員会を経て関係のある投票管理者及び開票管理者）並びに選挙長に、直ちに、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

第四十九条中「（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）」を削り、同条を第四十八条の四とし、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

（市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者）

第四十九条　市町村の区域（指定都市においては、区の区域）（当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域）が分割開票区により数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が設けた共通投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等（投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十五条の十一第二項及び第七十五条第一項において同じ。）をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が指定した開票区の開票管理者とする。